

豊川市赤ちゃんの駅 登録施設 募集概要

1 事業の目的

外出中に気軽におむつ替え、授乳等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として広く公表して、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境を整備し、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進する。

2 「赤ちゃんの駅」の登録要件

次の両方又は一方が提供できること。なお、いずれの場合も利用料は徴収しないこと。

(1) おむつ替えの場の提供

- ア おむつ替え台、ベビーベッド等、おむつ替えをするための場所を提供する。
- イ 使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ウ 紙おむつなどのごみは利用者が持ち帰る。
- エ おむつ替えのみを目的として施設を訪れた者も利用できる。

(2) 授乳の場の提供

- ア 四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場所を提供する。
- イ 使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ウ 授乳のみを目的として施設を訪れた者も利用できる。

3 「赤ちゃんの駅」の表示方法

- (1) 登録施設は、表示用のステッカー、ポスターなどを目に付きやすい場所に掲示する。
- (2) ステッカー、ポスターなどの掲示及び管理は、施設管理者が行う。
- (3) ステッカー、ポスターなどについては、豊川市役所子育て支援課が用意する。

4 「赤ちゃんの駅」登録までの流れ

「赤ちゃんの駅登録届出書」を豊川市役所子育て支援課に提出 → 必要に応じて市職員が現地確認 → 「赤ちゃんの駅登録通知書」とともにステッカー、ポスターなどを配付 → 市ホームページ等で施設紹介

5 留意事項

- (1) この事業は、各施設の既存の設備の中で「赤ちゃんの駅」に該当するものについて市民に情報提供するものであり、新たに市で専用設備を整備・配置するものではありません。各施設において専用設備を整備・配置する場合、豊川市役所子育て支援課からの補助等はありませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 登録の有効期間は、登録年度の年度末までで、特に申出が無ければ自動更新します。

6 問合せ及び届出書提出先

〒442-0068 豊川市諏訪3丁目300番地 プリオビル5階
豊川市役所 子ども健康部 子育て支援課 子育て支援センター
電話 89-1398 FAX 89-1398
E-mail kosodateshien@city.toyokawa.lg.jp



ステッカー・ポスターのイメージ図